

国立大学法人宇都宮大学組織規程

制 定	平成16	規程第2号
一部改正	平成16	規程第114号
”	平成17	規程第5号
”	平成18	規程第3号
”	平成18	規程第39号
”	平成18	規程第48号
”	平成18	規程第74号
”	平成18	規程第79号
”	平成19	規程第1号
”	平成19	規程第11号
”	平成20	規程第5号
”	平成20	規程第9号
”	平成22	規程第1号
”	平成22	規程第7号
”	平成22	規程第90号
”	平成23	規程第5号
”	平成23	規程第15号
”	平成24	規程第15号
”	平成25	規程第18号
”	平成26	規程第9号
”	平成27	規程第27号
”	平成28	規程第74号
”	平成28	規程第105号
”	平成29	規程第17号

目次

第1章	総則（第1条－第2条）
第2章	役員及び職員（第3条－第7条）
第3章	役員会，学長選考会議，経営協議会，教育研究評議会，企画戦略会議（第8条－第12条の4）
第3章の2	削除
第4章	大学の組織（第13条－第19条の6）
第5章	副学長及び大学の組織の長（第20条－第29条の5）
第6章	教授会及び研究科委員会（第30条－第31条）
第7章	事務組織（第32条）
第8章	補則（第33条）
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は，国立大学法人法（平成15年法律第112号）その他の法令

に定めるもののほか、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）の組織について定めるものとする。

（主たる事務所）

第2条 本学は、主たる事務所を栃木県宇都宮市峰町350番地に置く。

第2章 役員及び職員

（役員）

第3条 本学に、次の役員を置く。

- 一 学長
- 二 理事 4名
- 三 監事 2名

（学長の職務）

第4条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

（理事の職務）

第5条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

- 2 理事に関し必要な事項は、別に定める。

（監事の職務）

第6条 監事は、本学の業務を監査する。

- 2 監事に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

第7条 本学に、教授、准教授、助教、副園長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、施設系技術職員、教室系技術職員、技能系職員、医療系技術職員、教務職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、特に必要と認められるときは、講師（常時勤務する者に限る。）及び助手を置くことができる。
- 3 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び本学が別に定める規程による。

第3章 役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議

（役員会）

第8条 本学に、役員会を置く。

2 役員会に関する規程は、別に定める。

(学長選考会議)

第9条 本学に、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関する規程は、別に定める。

(経営協議会)

第10条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関する規程は、別に定める。

(教育研究評議会)

第11条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する規程は、別に定める。

(企画戦略会議)

第12条 本学に、学内の各種審議機関における事項及び大学としての施策に関する事項について、審議、検討及び部局間調整をするため、企画戦略会議を置く。

2 企画戦略会議に関しては、別に定める。

第3章の2 削除

第12条の2 削除

第12条の3 削除

第12条の4 本学に学術院を置く。

2 学術院に関する規程は、別に定める。

第4章 大学の組織

(学部)

第13条 本学に、次の学部を置く。

地域デザイン科学部

国際学部

教育学部

工学部

農学部

2 学部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第14条 本学に、大学院を置き、次の研究科を置く。

国際学研究科

教育学研究科

工学研究科

農学研究科

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(附属の学校)

第15条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

2 附属学校に関する規程は、別に定める。

(学部附属施設)

第16条 本学に次の学部附属施設を置く。

地域デザイン科学部附属地域デザインセンター

国際学部附属多文化公共圏センター

工学部附属ものづくり創成工学センター

農学部附属農場

農学部附属演習林

2 学部附属施設に関する規程は、別に定める。

(共同利用)

第16条の2 前条第1項に掲げる農学部附属農場及び農学部附属演習林は、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学、専門学校等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同施設)

第17条 本学に次の学内共同施設を置く。

地域共生研究開発センター

雑草と里山の科学教育研究センター

バイオサイエンス教育研究センター

総合メディア基盤センター
オプティクス教育研究センター
地域連携教育研究センター
留学生・国際交流センター
キャリア教育・就職支援センター
基盤教育センター
教職センター
保健管理センター

2 学内共同施設に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第18条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第19条から第19条の6まで 削除

第5章 副学長及び大学の組織の長

(副学長)

第20条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、理事をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、理事以外の副学長を置くことができる。

4 前項の副学長は、本学の職員のうちからこれに充てる。

5 第3項の副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第20条の2 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、本学の職員のうちからこれに充てる。

3 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第21条 各学部に学部長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。ただし、工学部長にあつては工学研究科長をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(学科長)

第22条 学部の学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、学術院の教授のうちからこれに充てる。ただし、工学部にあつては、各専攻長のうちからこれに充てる。

(研究科長)

第23条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、工学部にあつては、学術院の教授のうちからこれに充てる。

(専攻長)

第24条 工学研究科博士前期・後期課程の各専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、学術院の教授のうちからこれに充てる。

(附属学校の長)

第25条 教育学部附属の学校に園長又は校長を置き、学術院の教授のうちからこれに充てる。

(学部附属施設の長)

第26条 学部附属施設に長を置き、学術院の教授又は准教授のうちからこれに充てる。

(学内共同施設の長)

第27条 学内共同施設に長を置き、学長が指名する者をもってこれに充てる。

(附属図書館長)

第28条 附属図書館に館長を置き、理事のうちから学長が指名する者をもってこれに充てる。

第29条から第29条の6 削除

第6章 教授会及び研究科委員会

(教授会)

第30条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第31条 国際学研究科、教育学研究科及び農学研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科教授会)

第31条の2 工学研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第7章 事務組織

(事務組織)

第32条 本学に事務組織を置く。

2 本学の事務組織に関する規程は、別に定める。

第8章 補則

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、本学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条、第15条第1項、第17条第1項、第25条及び第27条第2項（留学生センターを除く。）の改正規定は平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。